



基本構想

基本構想

第1章 まちづくりの理念

めざすまちの将来像を実現するために最も大切にしなければならないことは、「まちづくりの理念」を摂津市に関わるみんなが共有することです。

これまで、まちづくりを進めるにあたり、昭和46年（1971年）の「摂津市民憲章」の制定をはじめ、6つの「都市宣言」を行ってきました。

「摂津市民憲章」は市民が共有するまちづくりの理念を示し、6つの「都市宣言」は、時々の課題をとらえて、まちづくりを進めていく姿勢を示したもので、これらに基づいて、様々な施策や事業を推進してきました。これらはまちづくりの理念として大切にしなければなりません。

さらに、めざすまちの将来像を実現するためには、摂津市に関わるみんなができることから実践し、まちづくりに関わる必要があります。そして、その礎には“社会のルールを守れる人”の存在が欠かせません。そのため、「思いやり」「奉仕」「感謝」「あいさつ」「節約」の5つの心を大切に作る人づくりとして「人間基礎教育」を提唱し、実践しています。

今後ますます複雑・多様化すると思われる地域課題や社会問題の解決に向け、これまで掲げてきたまちづくりの理念を改めて尊重し、摂津市に関わるみんなで共有することにより、めざすまちの将来像を実現します。

1. 摂津市民憲章

わたしたち、淀川のゆたかな流れのほとりに住む摂津市民は、これまでにきずかれてきた伝統と文化を生かし、力を合わせて、しあわせのあふれるまちをつくるために、この市民憲章をさだめます。

1. みんなでつくろう ゆたかで平和な すみよいまちを
2. みんなできずこう きまりをまもる あかるいまちを
3. みんなでそだてよう 花とみどりの きれいなまちを
4. みんなでめざそう 老人と子どもをいたわる えがおのまちを
5. みんなでのぼそう かおりの高い 文化のまちを

昭和46年11月1日制定

2. 都市宣言

(1) 憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言

私たちは、憲法で戦争を放棄し、世界の恒久平和の実現に貢献することを誓っています。しかしながら、世界各地では武力紛争が絶えず、とりわけ核兵器は、人類のみならず生命の宿るすべての生存を脅かし地球環境を破壊するものであり、核兵器の廃絶が強く求められています。

国際社会の新たな秩序と安定が求められている今日、国籍や民族、宗教の違いを認め合い、平和のうちに生存する権利並びに人間としての尊厳および幸福追求の権利が尊重されることが全人類の切実な願いになっています。

ここに、摂津市は国内外の平和を愛する人たちとともに非核・平和を訴え、この地球から核兵器をなくし、人間としてともに生きる喜びがあふれる社会の実現に積極的に取り組むことを決意し、憲法を守り人間を尊重する平和都市になることを宣言します。

昭和 58 年 3 月 30 日（平成 11 年 4 月 1 日改正）

(2) 障害者福祉都市（ふれあい都市）宣言

私たちは、憲法が保障する基本的人権を享有するとともに“自由”と“平等”を約束されています。

しかしながら、障害者が地域社会において日常生活を営むには、現代社会は決して快適であるとは言い難く、むしろ苦痛にさえ感じられるものがあります。

これは社会の構造が、健常者を基本とした仕組みになっているため、本来健常者と平等でなければならない社会活動に、大変な不合理を押しつける結果となっております。私たちはここで、国連総会において決議された“障害者の権利宣言”を想起し、ここに掲げられた諸権利を十二分に認識し、尊重しなければなりません。

ここに摂津市は、障害者が人間としての尊厳を重んじられ、誰からも差別されない、また、健常者と区別されることなく社会の一員として、地域や職域などあらゆる社会の中で生きがいのある生活を送ることができる社会を築くことを決意し、障害者福祉都市（ふれあい都市）を宣言します。

昭和 59 年 4 月 1 日

基本構想

(3) 健康都市宣言

健康であることは人間の最大のしあわせであり、生活の泉であります。

健康で明るい笑顔のあふれるまちづくりは今日、すべての市民の等しい願いでありましょう。ここに本市は、21世紀を通して市民一人ひとりが地域社会に健康づくりの輪をひろげていくことを基本理念として、活力ある健康な都市の実現をめざすことを宣言します。

昭和61年4月1日(平成12年7月1日改正)

(4) 環境創造都市宣言

さわやかな大気、清らかな水、豊かな大地の緑など、自然は人間と動植物の生存に欠くことのできない重要な基盤です。

私たちにとっては、この自然がもたらす恵みと資源を守り育て、次の世代へ引き継ぐことが重要な責務であります。

私たちは、地域の一市民として自然環境の保全、資源の保護、リサイクル社会の形成に努め、文化と水と緑豊かで快適な地球環境を創造するまちづくり、地域づくりをめざすことを、ここに宣言します。

平成6年4月1日

(5) 暴力追放都市宣言

暴力のない明るい安全な都市は、市民共通の願いです。

暴力団は、明るい平和な市民生活を脅かし、社会秩序を破壊するものであり、近年巨大化した組織の威力を背景として、市民生活や企業活動に介入する「民事介入暴力」を行使して資金源の獲得を図るなど、社会に多大な脅威を与えています。

この種の暴力行為を見逃すことは、社会秩序を揺るがし、言論の自由、経済活動等を妨げ、ひいては憲法で保障された個人の生命、自由及び幸福追求の権利が無視されることとなります。

摂津市は、このような現状を深く認識し、今こそ市民と関係機関・団体との連携を強化して暴力追放の体制を確立し、暴力団による暴力はもとより、あらゆる暴力を追放するため、市民の総力をあげて粘り強い運動を展開することにより、「暴力を許さない明るく安心して暮らせる都市」の実現をめざし、ここに「暴力追放都市」となることを宣言します。

平成 6 年 4 月 1 日

(6) 子どもの安全安心都市宣言

未来を担う子どもたちは社会の宝

心つないで創ろう『安全・安心のまち せつつ』

子どもたちの笑顔によって、まち全体が笑顔につつまれます。

子どもたちの元気なあいさつが、まち全体の活気を生み出します。

希望に満ちた子どもたちの健やかな成長は、市民みんなの願いです。

子どもたちが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、

「地域の安全をみんなが心つないで守る」

「地域の子どもたちをみんなで力あわせて守る」を理念とし、

ここに「子どもの安全・安心を守る都市」を宣言します。

平成 18 年 4 月 1 日

第2章 めざす将来像

みんなが育む つながりのまち 摂津

自分たちの夢を、自分たちの力で実現するまちにしていきます。

摂津市に関わるみんなが、思いを語り、行動し、力を合わせることで、摂津市を「住み続けたいと思える、元気で“ほっ”とする温かいまち」に育てていきます。

1. 基本姿勢

めざす将来像を実現するために、次の4つの基本姿勢で取り組みます。

(1) 「住み続けたい」まちをつくります

市民が「住み続けたい」、市内の事業者が「活動し続けたい」と思うまちを、また、市外の住民から「住みたい」、市外の事業者から「移転したい」「立地したい」と思われるまちをつくります。

(2) 「安心」を実感できるまちをつくります

めざす将来像を支える要素として最も大切なのは「安心」です。都市基盤としてハード面の整備をするだけでなく、ソフト面の施策も充実することによって、「安心」を実感できるまちをつくります。

(3) 「まち育て」という新しい発想で取り組みます

従来のまちづくりの概念を越えて、摂津市に関わるみんなが連携・協力し、歴史や文化、地域の資源を大切に、自然や環境との調和を図りながら、まちとともに育ち合う「まち育て」という新しい発想により、取組みを進めます。

(4) 「摂津市らしさ・強み」を生かします

「摂津市らしさ」や「摂津市の強み」を意識し、施策や事業を展開する中でそれらを生かすことにより、摂津市への愛着や親しみを醸成します。

摂津市らしさ・摂津市の強み

コンパクトなまち

きめ細かい行政サービスを可能とする規模のまちです。その強みを生かし、素早いネットワークできめ細かな施策に取り組んでいきます。

また、市民が行政を身近に感じられるまちです。市民、事業者、行政などが情報を共有し、できること、しなくてはならないことをうまく役割分担して事業などを進めていきます。

住民同士のつながりがあるまち

近隣自治体に比べて自治会の加入率が比較的高く、地域の住民の関わりが強いまちです。住民同士が気軽に声をかけ合い、あいさつを交わすといった明るく活気のある雰囲気をつくることにより地域力の向上をめざします。

また、自治会や学区などで自主的な取り組みが行われているまちです。市民が元気に活動できるよう支援し、さらに、地区や団体の枠を越えた「市民のネットワーク」を広げていきます。

フラットなまち

市域は平坦な地形であり、自転車があれば、市内のどこにでも気軽に行けるまちです。徒歩や自転車での移動を積極的に促進することは、健康増進やCO₂（二酸化炭素）削減にもつながることから、新しい“摂津市らしさ”づくりとして取り組んでいきます。

また、誰もがふらっと遊びたくなったり寄り道したくなるような魅力や面白いスポットを発掘し、PRしていきます。

産業の活力があるまち

昼間人口^{*}が夜間人口^{*}を上回る、事業所数が非常に多い産業のまちです。市内で働く人たちと市民との交流の機会を設けるなど、事業者も含めた地域コミュニティ^{*}を形成していきます。

基本構想

2. まちづくりの目標

めざす将来像を実現するために、7つの目標を設定します。

(1) 市民が元気に活動するまち

めざす将来像を実現するために、協働と市民参画を進め、市民一人ひとりがあらゆる場面で活躍できるまち、様々な人と出会い、活動できる元気なまちにします。また、相互に助け合い、自ら活動する地域コミュニティ*を実現するまちにします。

(2) みんなが安全で快適に暮らせるまち

良好な都市環境を実現するために、都市基盤の整備や維持管理を行い、安全で安心して暮らせるまちにします。また、消防・救急救命活動、防災活動の強化や、犯罪・事故の防止に取り組み、生命や財産を守ることができる安心で快適に暮らせるまちにします。

(3) みどりうるおう環境を大切にすまち

環境に対する意識が高まり、地球温暖化*の防止や循環型社会*の形成に取り組んでいるまちにします。また、市域を縦横に走る河川や水路を貴重な地域資源として保全・活用するとともに、公園や緑地を安全で魅力ある空間にするなど、身近で良質な自然環境に親しむことができるまちにします。

(4)暮らしにやさしく笑顔があふれるまち

市民の生活、事業者や行政の活動の根幹となる平和と人権を大切にし、男女共同参画を実現するまちにします。

あらゆる立場の人たちが、安心して暮らし、充実した毎日を過ごすことができるよう、地域で支え合う福祉の充実したまちにします。また、みんなが健康づくりを行い、いつまでも元気に暮らしているまちにします。

さらに、消費者被害の発生・拡大を防ぎ、安全性と質の高い消費生活を送ることができるまちにします。

(5) 誰もが学び、成長できるまち

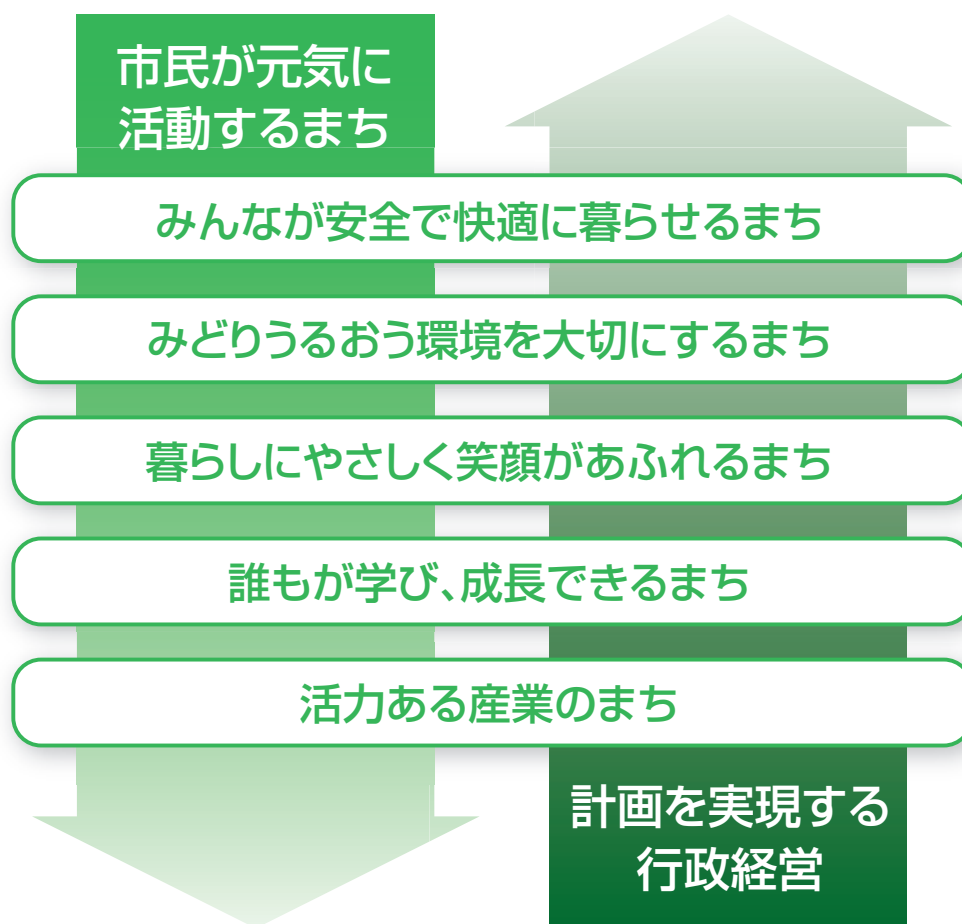
家庭、地域、関係機関が力を合わせて、子どもたちを育むまちにします。また、誰もが摂津市の歴史や文化を大切にし、生涯を通じて学習や文化活動、スポーツ活動に取り組み、その知識や技能を生かして充実した毎日を過ごすことができるまちにします。

(6) 活力ある産業のまち

昼間人口*が多い産業都市の特徴を生かし、まちの活力源である産業がさらに発展するよう、将来にわたり事業者が市内で活動し続け、新しい事業や社会貢献活動にチャレンジするまちにします。また、市民が農業に親しむことができるまちにします。さらに、就労を支援し、市内で働く人たちが良好な環境で働くことができるまちにします。

(7) 計画を実現する行政経営

協働を進めることにより、地方分権時代にふさわしい、市民の視点に立った質の高い行政経営を行うとともに、最少の経費で市民の満足度を高めるよう行財政改革に取り組みます。そのために、行政組織の活性化や職員の育成、電子自治体化をさらに進めます。



第3章 まちづくりの目標を実現する政策

>>> 第1節 市民が元気に活動するまち

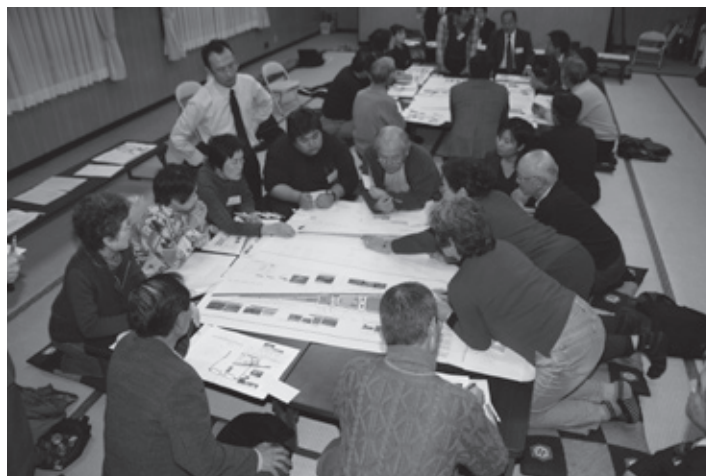
【政策】

1 市民が活躍するまちにします

協働社会をめざし、市民、事業者、行政それぞれの役割を明確にして協働による多様な事業を展開するとともに、政策形成過程への市民の参画を促進します。

市民活動を促進するため、機会づくりから様々な団体などとの連携まで、あらゆる段階において支援を行うとともに、地域コミュニティ*活動がさらに活性化するよう、環境づくりや支援を行います。

摂津市に関わるみんなが情報を共有できるよう、市民ニーズの把握や公聴機能、広報活動の充実を図るとともに、職員の意識改革や行政情報の積極的な提供を推進します。



>>> 第2節 みんなが安全で快適に暮らせるまち

【政策】

1 都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします

地域と調和のとれた良好な土地利用を進めるとともに、大規模空地の新たなまちづくりや駅前の整備、鉄道敷による地域分断の解消、公共交通の利便性の向上に取り組みます。

道路、上水道、公共下水道などの都市基盤の安全性と快適性を向上するため、計画的な整備と適切な維持・管理を行います。

2 生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします

市営住宅・民間住宅の耐震化やバリアフリー^{*}化を進め、安心して居住できる住環境を整備するとともに、良好な都市景観の形成を図ります。

交通事故や犯罪を減少させるため、それらの発生を防ぐ啓発活動の充実や環境の整備を図るとともに、市民活動を支援します。

様々な災害・事故などによる被害を最小限にとどめるよう、市民、他の自治体、関係機関などとの連携・協力を推進し、危機管理体制と対応能力の強化、消防・救急救助体制の充実を図ります。



基本構想

>>> 第3節 みどりうるおう環境を大切にすまち

【政 策】

1 地球にやさしく美しい住みよいまちにします

環境への負荷を低減するため、啓発活動を充実するとともに、地球温暖化^{*}対策、省エネルギー対策、新エネルギーの導入などの取組みを促進します。

循環型社会^{*}を形成するため、3R（リデュース：減らす、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）をさらに推進します。

2 自然豊かな憩い、安らぐまちにします

摂津市の特色である河川や水路を魅力的な空間として保全し、積極的に活用するとともに、緑化を推進します。

誰もが安心して楽しく利用できるよう、公園・緑地を多機能で魅力ある空間として整備し充実を図ります。



>>> 第4節 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち

【政策】

1 平和と人権を大切にするまちにします

核兵器のない平和な世界を実現するよう、また、あらゆる差別や偏見を解消し、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されるよう、啓発活動や教育活動、職員研修の充実を図るとともに、市民・事業者などの企画・運営による啓発活動や、主体的な学習活動の支援を行います。

2 男女共同参画社会を実現するまちにします

男女の差別なく元気に活躍できる社会を実現するため、啓発活動などにより、ジェンダー（社会的性別）※に基づく差別や偏見、固定的な性別役割分担意識※の解消に取り組むとともに、審議会などへの女性の参画の促進、市民活動の支援や協働による事業の推進、女性に対するあらゆる暴力の防止を図ります。

3 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします

高齢者、障害のある人、子育て世帯、生活困窮世帯など、あらゆる立場の人たちが住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らすことができるよう、相談や情報提供の充実、適切なサービス提供を図るとともに、関係機関との連携を強化し、地域における福祉活動の環境整備や支援を行い、セーフティネット※機能の充実を図ります。

誰もがいつまでも元気に生活できるよう、保健事業の充実・拡大を図るとともに、関係機関と連携し、医療・保健体制、健康危機管理の強化を図ります。

消費者被害を防ぐため、啓発活動を充実し、消費者の自立支援を行うとともに、被害者の救済を図ります。

基本構想

>>> 第5節 誰もが学び、成長できるまち

【政 策】

1 生涯学習を通じて心豊かなうるおいと安らぎを感じるまちにします

誰もが生涯にわたって学ぶことができるよう、学習機会の拡充や情報提供の充実、学習環境の整備を図るとともに、学んだ知識や技能を発揮し、社会に還元できるよう、人材育成や活動機会の拡充を図ります。

2 自ら学び、自ら考えることのできる子どもを育むまちにします

子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健康・体力」を育むため、保育所、幼稚園、小学校、中学校が一貫性を持って、就学前から発達段階に応じたきめ細かな教育を行います。

障害のある子どもが安心して学べるよう、関係機関や専門機関と連携して一人ひとりに応じた支援教育を行います。

子どもたちが安全で安心して快適に学校園生活が送れるよう、施設の計画的な整備や、衛生管理、安全対策の強化を図ります。

学校、家庭、地域の連携により、地域で子どもを育む活動の充実や、子どもの安全対策、子育て支援の強化を図ります。

3 文化・スポーツを通じて市民が元気なまちにします

文化を振興し、国内外の交流を推進するため、文化・交流活動の機会の充実を図るとともに、市民活動の支援や環境の整備を図ります。

歴史や文化を大切にし、市の魅力として生かすよう、伝統文化や文化財を保存・継承します。

誰もが気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、活動機会の充実を図るとともに、市民活動の支援や、人材育成、環境の整備を図ります。

>>> 第6節 活力ある産業のまち

【政 策】

1 産業を支え、活力のあるまちにします

商工業の発展のため、事業者の経営基盤の強化や活性化の支援を図るとともに、事業者間の交流・連携の促進、人材育成や起業の支援などを行います。

農業特産物の保存奨励、農地の保全を行うとともに、市民が農業に親しむ機会の充実を図ります。

2 勤労者を守り、いきいきと働くことができるまちにします

就労の困難な人たちに対する総合的な支援や、市内で働く人たちの労働環境の改善に向けた啓発活動、情報提供、相談などを行います。



基本構想

>>> 第7節 計画を実現する行政経営

【政 策】

1 市民の視点に立った質の高い行政経営を行います

地方分権に対応した行政経営を行うため、あらゆる分野で協働を推進・拡充するとともに、行政組織内の連携を強化して総合計画、行財政改革を推進します。

電子自治体をめざし、行政情報システムの一元化を図るとともに、情報セキュリティを高めて行政サービスのオンライン化^{*}を推進します。

職員の自己啓発を促進するとともに、研修制度を充実して、地方分権時代にふさわしい人材育成を行います。

健全な財政運営を行うため、予算編成の透明化を図り、新たな自主財源の確保や、市のイメージ・ブランド力の向上に取り組みます。



第4章 計画の推進に向けて

1. 協働による計画の推進

(1) 協働社会への転換

市民、事業者の協力のもと行政主導で進めるまちづくりから、摂津市に関わるみんなが自治の担い手としてそれぞれの役割を果たし、“自ら育ちながら、まちを育てる”協働社会への転換を実現します。

(2) 摂津市がめざす協働の姿

めざす将来像の実現に向けて、摂津市に関わるみんなが主体性をもって、互いの特性を尊重しながら、共通の目標を達成するために対等な立場で連携・協力します。そのために、市民、事業者、行政などそれぞれが担うことや有効な協働方法をともに考えます。

さらに、新たな展開による地域コミュニティ^{*}の形成、地域の分権を進めます。

2. 協働を実現するための役割

(1) 市民の役割

① 市政に関心を持ち、市政に参画すること

摂津市の一員として、市の情報を積極的に収集するとともに、どんなまちにしたいのか、それを実現するためにはどうすればいいのかを考え、市の政策形成過程に参画します。

② 個人、家庭でできることを実践すること

摂津市をより良くするために、まず身近なところから自らできることを実践します。

③ 様々な人たちと力を合わせて行動すること

日ごろから地域の人たちと交流を深め、互いに助け合うようにします。

地域の夢や課題を共有し、地域をより良くする目標に向かって、地域の人たちと協力して、楽しみながら行動します。

地域や団体などを越えて連携・協力し、摂津市全体をより良くする活動を広げていきます。

(2) 事業者の役割

① 摂津市の一員として、市の事業に参加・協力すること

本計画の施策の目標を達成するために、市の事業などに参加・協力します。

基本構想

②事業者に求められている役割・責任を果たすこと

市民生活との調和を図りながら経済活動を行うとともに、社会貢献活動にも積極的に取り組みます。

事業者相互や、大学・高校などとの交流、連携・協力を図り、新たな事業に取り組みます。

③市民や様々な団体などと協力して地域をより良くすること

周辺地域や関係団体・機関とのつながりを持ち、地域活動に参加・協力します。

(3) 行政の役割

①行政経営を持続可能なものとする

行政が推進すべきこと、支援することを明確にし、効果的に役割分担をします。そのために、地域課題の解決や身近なサービスの提供を担う「新しい公共空間」を形成します。

摂津市の人材、施設、自然など、あらゆる地域資源の発掘と活用に取り組みます。

②摂津市に関わる情報を生かすこと

摂津市を取り巻く環境や、市の実態・課題、市民ニーズなどの情報を収集・分析し、分かりやすく提供するとともに、行政活動において効果的に生かします。また、その成果と課題を分かりやすく説明・公表します。

③協働のコーディネートをする

めざす将来像の実現に向けて、摂津市に関わるみんなが目標を共有し、連携・協力することができるようコーディネートします。また、多様な方法により市民活動を支援します。

④協働を進める職員を育てること

「摂津市がめざす協働の姿」を職員に浸透・定着させるとともに、創造性やプロデュース能力[※]、コミュニケーション能力を高め、協働を効果的に進めたり、市民活動を的確に支援したりすることができる職員を育成します。また、協働を通じて学んだ成果や課題を共有し、行政活動に生かします。

3. 協働による計画の進行管理

(1) 協働の進め方

①あらゆる分野における協働の推進

行政のあらゆる分野において、これまで以上に協働の取組みを積極的に進め、実践を一步ずつ積み重ねていきます。さらにその成果や課題を、摂津市に関わるみんなで共有し、摂津市全体に取組みを広げていきます。

②計画の評価

計画における協働の進行状況について、協働で点検・評価を行い、分かりやすく公表する仕組みを構築します。

市民活動に関わることで「まち」が好きになった

♥摂津市に何の縁もなく住み始め、単なる住まいという感覚だったが、市民活動に関わるようになって、ようやく「自分のまち」と言えるようになったように思う。そうでなければ、もっと条件のよいところに引っ越していたかもしれない。

♥摂津市が好きになってきたのは、まちづくりに関わってきたからだと思う。まちづくりに関わることで良いところも見えるが、逆に、悪いところも見えてきてがっかりすることもある。しかし、何かを変えたいと思うのであれば、自分も動かないといけないと思う。

(摂津市のまちづくりについての市民意見より)

